

富田林市認知症と伴にあゆむ笑顔のまち条例 概要

基本理念（第3条）

- 認知症の人の意思が尊重され、尊厳及び希望を保持し、自分らしく暮らせるまちを目指すこと。
- 認知症についての正しい知識と理解に基づき、認知症の人とその家族が地域で安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指すこと。
- 認知症の人の意思により、その能力を活かして社会参加できる環境をつくること。

市の責務（第4条）

- 認知症施策を総合的に計画性を持って実施します。
- 実施に当たっては、認知症の人とその家族の想いを尊重し取り組みます。
- 認知症施策を推進する上で必要な財政上の措置を講じます。

市民の役割（第5条）

- 認知症は年齢に関わらず誰もがなり得るものであることを認識し、認知症についての正しい知識と理解を深めます。
- 認知症への備えを意識して日常生活を送り、住民相互の交流や見守りへの積極的な参加に努めます。

関係機関の役割（第6条）

- 認知症の専門的な知識や高い対応力を持った人材の育成に努めます。
- 他の関係機関と連携しながら認知症の人とその家族に応じた支援に努めます。

事業者の役割（第7条）

- 従業員が認知症の正しい知識や理解を持ち、個別に適切な対応が行えるよう育成するとともに、認知症の人が安心して必要なサービスが利用できる環境の整備に努めます。
- 認知症の人が自らの意思で能力を活用できるよう、特性に応じた配慮に努めます。



地域組織の役割（第8条）

- 認知症の人とその家族が地域での生活を続けられるよう、住民相互の交流や見守りに取り組みます。
- 認知症の人とその家族が交流や活動のできる場やコミュニティづくりに努めます。

認知症と伴にあゆむ笑顔のまちづくりのための施策（第9条～第10条）

- 年齢や職域にかかわらず、教育機関や職能団体等と協力しながら、認知症に関する正しい知識の普及と理解の促進に努めます。
- 認知症サポーターの周知と養成を進めます。また、認知症サポーター等が地域で活躍できる環境整備を行います。
- 認知症への備えとして、市民が正しい知識や情報を収集し、認知症の予防のための取り組みができるよう施策を進めます。
- 認知症の早期発見や適切な支援を受けることができるよう相談や連携体制づくりに努めます。